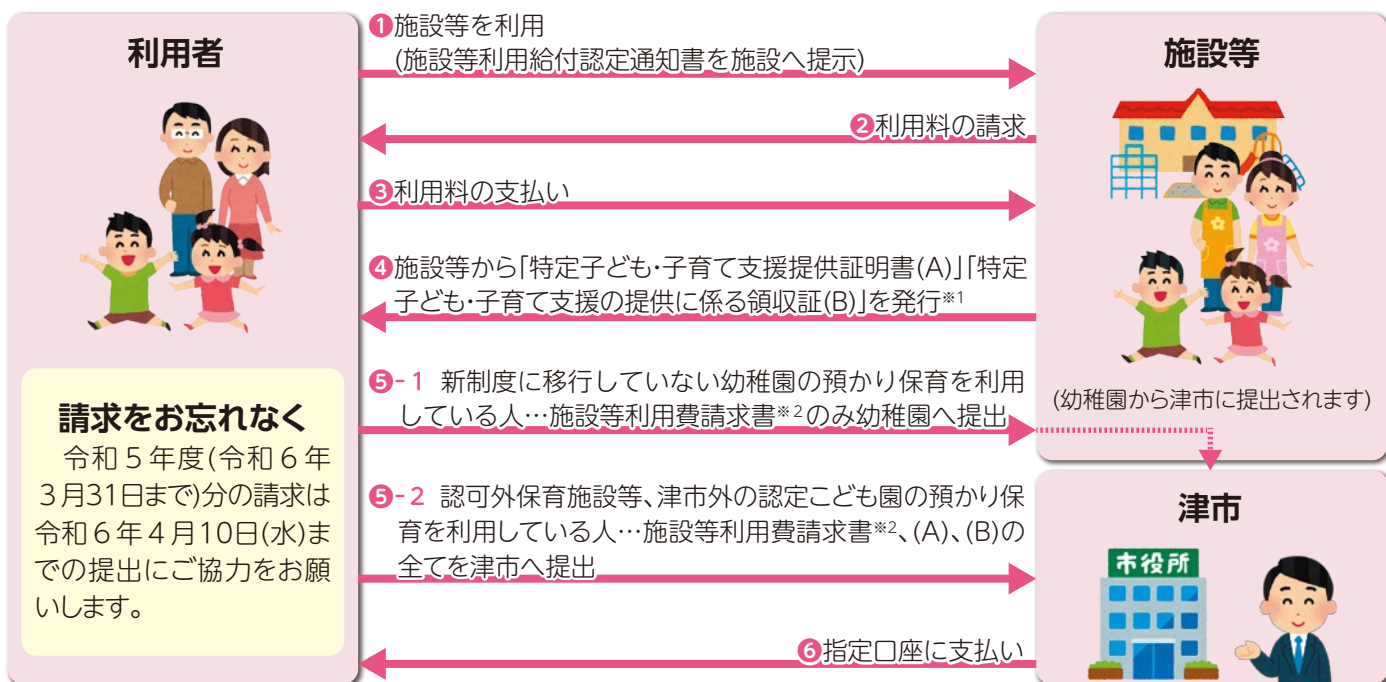


無償化の対象になる手続き

	利用する施設等	必要な認定とその手続き	利用料の請求手続き
①	保育所・認定こども園・新制度移行済みの幼稚園	「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。施設の利用申込時に認定申請してください。	不要
②	預かり保育(認定こども園・新制度移行済みの幼稚園)	「保育の必要性の認定(施設等利用給付第2・3号認定)」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。要件を満たす人は必要な書類を添えて申請してください。	不要 ※上限額を超える金額は施設へ支払う必要あり
	認可外保育施設等・預かり保育(新制度に移行していない幼稚園・津市外の幼稚園、認定こども園)	「保育の必要性の認定(施設等利用給付第2・3号認定)」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。要件を満たす人は必要な書類を添えて申請してください。	以下の「津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法」を参考に津市へ請求してください。
③	新制度に移行していない幼稚園	「施設等利用給付第1号認定」を受ける必要があります。施設の利用申込時に認定申請してください。	不要

※令和6年4月から認可外保育施設等、預かり保育を利用する場合、無償化の申請手続きを令和6年2月29日(木)までに行う必要があります。その後も随時申請を受け付けますが、利用開始までに必ず手続きを行ってください。

津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法



※1 「特定子ども・子育て支援提供証明書(A)」と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(B)」は、兼用様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」として発行される場合があります。

※2 請求できるのは特定子ども・子育て支援利用料(保育料)として支払った額のみです。給食費や日用品等の消耗品費、行事費などは対象になりません。

問い合わせ

内容	問い合わせ
保育所・認定こども園の利用、認可外保育施設等について	子育て推進課(☎229-3167)、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育施設
幼稚園の利用について	教委学校教育課(☎229-3391)、各幼稚園
障がい児の発達支援について	障がい福祉課(☎229-3157)、各総合支所市民福祉課(福祉課)

認可外保育施設の設置者の皆さんへ

認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、三重県へ認可外保育施設の設置の届け出後、津市が行う子ども・子育て支援施設等の確認を受ける必要があります。設置済みで、三重県への届け出・津市への確認の申請をしていない場合は、利用料が無償化の対象になりませんので、早めに手続きをしてください。